

肱川清流保全基本方針

ピュアライフ・肱川

カジカやめだかたちと共生できる肱川をめざして



おおづ

ピュアライフ 肱川

カジカやめだかたちと
共生できる肱川をめざして
わたしたちの清流・肱川を次代へ残すために

源流を宇和町の鳥坂峠に発し、大洲盆地を蛇行しながら流れ、瀬戸内海へと注ぐ肱川。清らかで豊かな水量を誇る肱川は、古くからわたしたちの暮らしにさまざまな恵みをもたらしてくれています。ウナギ、アユ、カジカ、カニなど、川魚の宝庫であり、昔は川魚漁を生業にしていた人も多く、舟運は産業を発展させました。河辺には景勝地が作り出され、四季折々の川景色とともに、人々の目を楽しませてきました。ところが、人々のライフスタイルの変化とともに、肱川の清らかさは少しづつ失われつつあり、生態系も変化してきています。

「カジカやめだかたちと共生できる肱川」の実現のためには、わたしたち市民一人ひとりの生活(ライフ)を、環境に負荷を与えない「清らかな(ピュア)」生活に変える必要があり、「純粋な(ピュア)」気持ちの取り組みを進め、「市民一人ひとりのピュアライフ(清らかな生活)により、カジカやめだかたちと共生できる肱川」の回復を図ることを理念として掲げます。

なお、「カジカやめだかたちと共生できる肱川」とは、単に魚がすめる川の保全を図るにとどまらず、カジカやめだかなどの動植物が豊富に生息し、肱川と市民の豊かな関わりがあった昭和30年頃の肱川を目標に、肱川の回復をめざすものです。豊かな恵みとうるおいをもたらしてくれる清流を、未来の子どもたちへ。

そのためにわたしたちができること——それはピュアライフ。

「カジカやめだかたちと共生できる肱川」を、わたしたちの手でとりもどしましょう。

◎ 基本方針の構成

基本理念	基本目標	基本方針
ピュア ライフ ・ 肱川 共生 でき る 肱川 を め ざ して	ピュアフォレスト・肱川	森林保水力の回復方針 ①1000年の森・100年の森づくり ②豊かな水の森づくり
	ピュアウェイ・肱川	水質保全・改善方針 ①下水道の整備 ②水を大事にする暮らしの回復 ③クリーン農業の推進 ④事業所排水対策の促進
	ピュアリバー・肱川	自然環境保全方針 ①自然河畔の保全と創造 ②多自然型工法の河川整備 ③ビオトープの整備
	ピュアハート・肱川	川文化保全方針 ①美しい川づくり ②川漁の川づくり ③川遊びの川づくり ④障害者や高齢者が楽しめる川づくり

「カジカやめだかたちと共生できる肱川」

- 水深3~5mくらいまでであれば、川底までよく見える川
- アユ、カジカ、めだかなどの動植物が豊富に生息している川
- 美しい景観が保たれ、住民の生活環境と調和している川

サーティ ピュア30・肱川

30年かけて昭和30年頃の清流肱川に

動植物が豊富に生息し、肱川と市民の豊かな関わりがあった昭和30年頃の肱川の姿を目標に、10年ごとに基本方針を見直しながら、30年かけて清流の回復を図ります。

- 総合的な肱川の調査・研究の促進と水質監視。
- 子どもから高齢者まで肱川の清流保全について関心を持ち、清流保全のための行動ができるよう、啓発活動を推進。
- 市民・事業者・市役所・広域の市町村の住民などが相互に協力し、清流保全に取り組みます。

●清流保全の対象

- (1)肱川の本流と支流、これに接続する水路
- (2)肱川に水を供給する森林・農地・都市区域
- (3)肱川に水質汚濁の負荷を与える農村・都市区域

●取り組みの期間

- (1)目標達成は、30年後とします。
- (2)基本方針の期間は、平成14(2002)～23(2011)年度の10年間とします。
- (3)必要に応じて、5年ごとに基本方針の見直しを行います。

ピュアフォレスト・肱川

緑のダムで、豊かな肱川の水を育む

豊かな水を作りだしているのは緑の森です。ところが、流域の山林が減少し、針葉樹林が増加してきているために、肱川の保水力は減少してきています。そこで、緑のダムの役割を果たす森林の保全と育成に努め、肱川の豊かな水量の確保を図ります。

- 「肱川清流1000年の森（広葉樹の森）」づくり、「肱川清流100年の森（大径木の森）」づくり
- 森林開発の抑制と除間伐の促進

ピュアウェイ・肱川

きれいな生活と産業で、きれいな肱川を創る

昭和30年代以降、合成洗剤や食用油の使用が増え、家庭排水による汚濁が進み、川の汚れの大きな要因の一つとなっています。下水道の整備や家庭排水の浄化を進めて、清らかな流れを取り戻します。

- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽整備促進
- 農業排水・事業所排水に対する排水対策の促進
- クリーン農業の推進

■水を大切にする暮らしの回復





ピュアリバー・肱川

自然豊かな、自浄能力の高い肱川づくり

かつては豊かな水辺の自然環境・景観を保ち、複雑な形態や植生などで自浄能力を持っていた肱川ですが、コンクリートの川と水路が増え、自然の水辺が次第に少なくなったために、自浄能力を失ってきています。川の自浄能力を高めるために、豊かな水辺の自然環境の整備を進めます。

- 自然河畔の保全と創造
- 多自然型工法の河川整備の促進
- 植物や昆虫、魚、小鳥、小動物などが生息できる生物生息空間「ビオトープ」の整備

ピュアハート・肱川

清流を愛し、清流と遊ぶ

川で遊んだり、川辺で憩いのひとときを過ごしたり、昔はそのような時間が暮しの中にありました。川が汚れたために、そのような楽しみが失われてきています。誰もが川を愛し、川や河辺での時間を楽しめるような、魅力ある川づくりを進めます。

- 河畔景観の整備や肱川ビューポイント(眺望拠点)の整備
- 清掃ボランティアや清掃活動の促進
- 稚魚放流や伝統漁法保存の促進
- 水遊びや釣り、カヌー、鵜飼、いもたきなど、川遊びを楽しむ川づくりの促進
- バリアフリーの河川環境整備の促進



肱川清流保全条例

[平成13年6月29日施行]

第1条 ● 基本理念

肱川は、人々に無限の恵みを与え、固有の風土と文化を育みながら生活に潤いと調和をもたらしてきた。しかしながら、社会経済の発展と生活環境の変化に伴い、肱川の清流が失われつつある。市民の共有財産である美しく豊かな肱川を保全し、次代へ引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。そのため、目指すべき清流を次のように定め、その総称を「かじかやめだかたちと共生できる肱川をめざして」とし、最善の努力を積み重ねるものとする。

- (1) 水深3メートルから5メートルくらいまでであれば、川底までよく見える川
- (2) あゆ、かじか(よしのぼり)、めだかなどの動植物が豊富に生息している川
- (3) 美しい景観が保たれ、住民の生活環境と調和している川

第2条 ● 目的

この条例は、美しく豊かな肱川を保全するため、市、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、河川の浄化と河川環境の保全(以下「河川の浄化等」という。)を図ることを目的とする。

第3条 ● 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 河 川 河川法(昭和39年法律第167号)第4条第1項の規定により指定された肱川本流及び支流並びにこれらに接続し、公の用に供される水路(高度な処理能力を有する終末処理施設に接続する水路を除く。)という。
- (2) 生活排水 市民生活において日常排出される炊事、洗濯、入浴等の排出水をいう。
- (3) 事業所排水 工場及び事業所の事業活動において排出される水をいう。
- (4) 処理装置 生活排水の浄化に効果のある装置等で規則で定めるものをいう。

第4条 ● 市の責務

市は、河川の浄化等を図る総合的な施策の実施に努めなければならない。

第5条 ● 市民の責務

市民は生活排水の浄化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第6条 ● 事業者の責務

事業者は、事業所排水の浄化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

第7条 ● 連携及び協力

市、市民及び事業所は、河川の浄化等を図るため、相互に連携し、かつ、協力しなければならない。

2. 市は、必要がある場合は、国、県及びその他関係地方公共団体に対し、協力を要請するものとする。

第8条 ● 広報活動等

市は、河川の浄化等について、市民及び事業者の理解と協力が得られるよう広報活動、教育活動を通じて、意識の高揚及び知識の普及に努めなければならない。

第9条 ● 基本方針

市は、第1条に定める基本理念を達成するため、肱川清流保全基本方針を定めるものとする。

第10条 ● 投棄の禁止

何人もみだりに廃棄物を河川に捨ててはならない。

第11条 ● 生活排水の浄化

市民は、浄化装置を設置して生活排水の浄化に努めなければならない。

第12条 ● 洗剤の適量使用

洗剤を使用する者は、その適量使用に努めなければならない。

第13条 ● 化学肥料等の適正使用

化学肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚濁しないように努めなければならない。

第14条 ● 家畜のふん尿の適正処理

家畜を飼育する者は、処理施設の設置等により家畜のふん尿の適正な処理に努めなければならない。

第15条 ● 事業排水の浄化

事業者は、事業所排水を河川に排出しようとするときは、規則で定める排水目標値に適合するよう努めなければならない。

第16条 ● 指導及び助言

市は、河川の浄化等を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

第17条 ● 審議会の設置

市に河川の浄化等に関する重要事項を審査するため、肱川清流保全審議会を置く。

第18条 ● 河川美化協力員の設置

市に河川の浄化等を推進するため、河川美化協力員を置く。

第19条 ● 報告及び調査

市は、河川の浄化等のために必要があると認めるときは、関係者の協力を得て排水の状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に調査させることができる。

2. 調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第20条 ● 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

附則付則この条例は、公布の日から施行する。

美しい肱川を守るために、わたしたちにできること

肱川の清らかな流れを守るには、わたしたちひとりひとりの努力が必要です。カジカやめだかたちと共に生できる肱川をとりもどすために、わたしたちにできることはたくさんあります。

【家庭排水の浄化】

調理くずの処理

- 紙袋や目の細かい網などを三角コーナーに備え、調理くずを流さないようにしましょう。
- 調理くずや食べかすは堆肥化するか、可燃ゴミに出しましょう。

使用後の食用油の処理

- 新聞紙などに吸込ませるなどして可燃ゴミに出しましょう。流さないようにしましょう。

洗剤の適正使用

- 洗剤やせつけんは適量を使うようにし、使いすぎに気をつけましょう。
- 汚れのひどいものは古布や紙で拭きとつてから洗いましょう。
- 下水道への接続、合併処理浄化槽の設置に努めましょう。
- 凈化槽の定期点検、適正管理に努めましょう。

【不正投棄防止】

- 「ゴミ」の不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 空き缶や「ゴミ」などのポイ捨てはやめましょう。

【環境保全活動】

- 河川の清掃などボランティア活動に参加しましょう。

【農薬・肥料の適正使用】

【事業所排水の浄化】



【市民・事業者・行政・広域市町村との連携】

肱川は県下最大の一級河川で、本川と474の支流で構成されています。流路は1市11町2村にまたがり、流域面積は県面積の5分の1にあたります。肱川の清流を守るために、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たし相互に協力することが求められています。そして、流域市町村とも連携し、広域的長期的な体制で肱川の清流保全に取り組みます。

《肱川の紹介》

- 流域市町村 大洲市・宇和町・野村町・城川町・河辺村・小田町・広田町・中山町・内子町・五十崎町・肱川町・長浜町・双海町の一部・砥部町の一部(1市11町2村)
- 流域面積 1,210km²(全国で55番目・四国で4番目)
- 支流数 474河川(全国で5番目・四国で1番目)
- 幹線流路延長 103km(全国で48番目・四国で4番目)
- 流域内人口 (1部2町除く)約146,800人

【美しい肱川を守るための、行政の役割】

昭和30年頃の清流・肱川を取りもどすため、大洲市は肱川清流保全基本方針にもとづいて清流保全に取り組みます。

《肱川調査・研究の推進》

《肱川清流保全の推進組織づくり》

- ・共同イベント等の推進
- ・河川清掃美化協力員活動の推進
- ・河川清掃美化・環境保全活動の推進

《公共施設・公共工事排水対策の推進》

《清流保全活動への支援》

- ・インターネットの設置や情報提供などの広報活動
- ・肱川に関する教育の推進
- ・支援事業の実施

大洲市保健環境課

〒795-8601 大洲市大洲690-1 TEL(0893)24-2111 FAX(0893)23-4526
E-mail : hokenkankyouka@city.ozu.ehime.jp